

八王子市公私連携保育法人候補者選考のための評価会議開催要綱

(目的)

第1条 八王子市公私連携保育法人を公正かつ適正に選考するため、八王子市公私連携保育法人候補者選考のための評価会議(以下「評価会議」という。)を開催する。

(意見聴取事項)

第2条 評価会議は、八王子市の公私連携保育法人候補者に関する次に掲げる事項の評価について意見を聴取する。

- 1 公私連携保育法人候補者選考に関する応募書類及びプレゼンテーションの評価
- 2 その他市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 評価会議は別表に掲げる者をもって構成する。

(会議)

第4条 評価会議は、会議を進行し、意見の聴取を円滑に行うため、必要に応じて参加者から座長を置く。

(庶務)

第5条 評価会議の庶務は、子ども家庭部において処理する。

(謝礼)

第6条 評価会議の参加者に対して謝礼を支給する。ただし、市職員については、この限りでない。

- 2 謝礼の額は、参加日ごとに5,000円とする。

附則

1. この要綱は、令和7年(2025年)5月14日から施行する。
2. この要綱は、令和8年(2026年)3月31日をもって、その効力を失う。

別表

選出区分	選出理由
学識経験者	児童福祉に造詣が深い学識経験者の専門性を生かす。
利用者を代表する者	現在の子どもが置かれている状況を基に、親(保護者)の立場から意見を述べる。
財務の専門家	事業者の財務・会計業務に精通している。
関係所管部長	子ども家庭部長(担当部長)
関係所管部長	福祉部長(福祉事務所長)
関係所管部長	学校教育部長(保・幼・小連携関連)